

議 第 9 0 号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第13条の4第1項中「第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項」を「第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月4日条例第16号）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日給、管理職手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>第13条の4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものには、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。</p> <p>2 前項の規定するもののほか、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日給、管理職手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当とする。</p> <p>第13条の4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</p> <p>2 前項の規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給については、災害派遣手当の支給の例による。</p>